

第38回八雲山車行列開催に向けた

感染拡大防止ガイドライン

八雲山車行列実行委員会

2022年 5月12日 策定

1. 基本的な考え方

(1) 八雲山車行列の開催について

八雲山車行列の開催に当たっては、改正基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、北海道の方針に従うことを前提として、開催や実施の判断に迷った際は、八雲町や北海道八雲保健所へ相談して総合的に判断します。

また想定よりも多くの観客等がコース周辺に集まった場合や観客等の出入管理や行動管理を適切に行えない場合、主催者の判断で中止等の必要な判断をとることもあります。

(2) 新型コロナウイルスの基本対策について

新型コロナウイルス対策は、感染源対策（感染している可能性の高い人を八雲山車行列に参加させない）とオミクロン株等の変異株の拡大を踏まえた感染経路対策が重要である。以下の要素から構成される。

【感染源対策】

- 参加者・関係スタッフ対策（注意喚起、体調チェックなど）

【感染経路対策】

- 飛沫感染リスクへの対策

- ・オミクロン株等の変異株の拡大を踏まえたマスクの正しい着用

※十分なマスク着用の効果を得るためには隙間ができないようにすることが重要であり、感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行う（品質の確かな、できれば不織布を着用）。マスクの着用法について、例えば厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。

- ・身体的距離（原則 2m、最低 1m）の確保（密集対策）
- ・マスクをしない状態での会話を控える（密接対策）
- エアロゾル（マイクロ飛沫）感染リスクへの対策
- ・大声や歌唱など、エアロゾルが発生しやすい行動を控える
- ・法令にもとづく屋内・室内の換気による密閉防止（密閉対策）

接触感染リスクへの対策

- ・多頻度接触面の定期的なふき取り消毒
- ・共用するモノの消毒または共用の中止
- ・手洗い、手指消毒の徹底
- ・三密（密閉、密集、密接）いずれかひとつでも生じやすい場面を避ける

2. 八雲山車行列の開催時の感染防止策について

改正基本的対処方針、専門家会議提言、北海道知事の方針等に基づき、参加者が安全・安心に参加できるよう、八雲山車行列実行委員会（以下、実行委員会）が、その運営に当たり留意すべき事項を取りまとめ、遵守すべき事項をあらかじめ整理し、チェックリスト化し、参加団体への周知と適切な場所（会場内の受付場所等）に掲示するとともに、各事項がきちんと遵守されているか定期的に巡回・確認します。

3. 八雲山車行列の開催における検査の更なる活用・徹底

- ①祭りイベント等の関係スタッフは準備段階から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。
- ②体調が悪い場合には八雲山車行列コースに行ったり、運營業務に従事したりせず、自宅等で療養し、かかりつけ医、受診・相談センターに相談するルールを徹底する。
- ③連携医療機関（新型コロナウイルス感染症の診療・検査並びに患者の診断及び保健所への届出を行うところに限る。）と実行委員会とが連携し、検査実施のための体制・環境を予め整備する。
- ④検査が陰性であっても症状が軽快するまで運營業務に従事せず、療養を行う。
- ⑤会場において少しでも体調が悪い関係スタッフが見出された場合や発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、かかりつけ医、受診・相談センターに相談する。

4. 参加者募集時の対応

実行委員会および参加団体は、参加募集に際し感染拡大の防止のため下記の事項を遵守できない参加者又は①（ア）～（エ）に該当することが判明した参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、八雲山車行列への参加の取り消しや途中退場を求めることがあり得る場合があります。

- ①以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる（開催当日、主催者に書面・口頭・自己申告などにより確認を行う）。

(ア)体調がよくない場合（例：37.5度以上の発熱・咳・咽頭痛・倦怠感、味覚・嗅覚異常などの症状がある場合）

(イ)参加者本人が濃厚接触者と判定された後、外出自粛期間を経過していない場合

(ウ)同居家族や身近な知人に感染者、濃厚接触者や感染が疑われる方がいる場合

(エ)政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合

- ②マスク等を持参し、正しく着用すること（参加受付時や会話をする際、また、列に並ぶ際、誘導など声を発する際、観覧中にもマスク等を必ず着用すること）。着替え時など、マスクを一時的に外さざるを得ない場合は、マスクを着用しない状態での会話を控えること。
- ③石けんによる手洗いまたはアルコール消毒液（濃度70%以上95%以下のエタノール等）などによるこまめな手指消毒を実施すること。

④他の参加者、関係スタッフ等との距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））を確保すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）

⑤声援や掛け声等の発声を自粛すること。

⑥感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、指示に従うこと。

5. 開催の周知広報

実行委員会は感染予防のため、以下について町民、観客に対してポスターやホームページ、町広報等を活用し周知します。

①マスクの正しい着用、手洗いやアルコールなどによる手指の消毒を徹底すること。

②身体的距離の確保を徹底すること。

③下記の症状に該当する場合、来場を控えること。

発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、味覚・嗅覚障害、頭痛、下痢、嘔気・嘔吐

④飲食時は対面と会話を控えること。

6. 山車製作、踊りおはやし練習、運行準備等について

実行委員会及び参加団体は山車製作、踊りおはやし練習、運行準備等において、以下の内容を踏まえ、感染防止を行います。

①手指消毒用アルコール等を用意する。

②更衣室、休憩・待機スペース、喫煙所

更衣室、休憩・待機スペース、喫煙所は感染リスクが比較的高いと考えられるため、以下に配慮して準備する。

(1) 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者との適切な距離（少なくとも1m以上）が保てない状態となることを避けること。（障がい者の介助を行う場合を除く）

(2) ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること。

(3) 着替え等のやむを得ない場合以外は、マスクを常に正しく着用すること。マスクを着用していない時は、会話を控えること。

(4) 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。消毒にはアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを用いる。消毒方法については、厚生労働省 HP の「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を参照する。

- (5) 換気機能のある空調装置または換気扇を常に回す、ドアを開ける等、外気導入による換気を徹底すること。家庭用エアコンの多くは室内の空気を循環させて冷暖房を行う仕組みなので、換気機能がないことに留意する。
- (6) 飲食を行う場合は、原則として飲食用の感染防止対策を行ったエリアで行うこととし、それ以外の場合は、作業、練習中に提供された飲食物は原則持ち帰りとする。(水分補給等は作業、練習中も認められる)。なお、飲食スペース等での飲食時には対面およびマスクを外した状態での会話を避ける。特にアルコール摂取時は注意力が低下しやすいので、一層の注意が求められる。
- (7) 洗面所
洗面所（トイレ）についても感染リスクが比較的高いと考えられるため、参加者が利用する洗面所（トイレ）について、換気を行うほか、以下に配慮して管理する。
 - (ア) トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー、便器の蓋・便座、温水シャワーの操作盤等）については、こまめに消毒すること。消毒にはアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを用いる。
 - (イ) トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
 - (ウ) アルコールなどの手指消毒液を用意する。
 - (エ) 「こまめな手指消毒」を促すサイン等の掲示をする。
 - (オ) 共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか個人用タオルを持参してもらう。
 - (カ) トイレに並ぶ際は、前後の間隔を開けて並び、マスクを着用すること。
 - (キ) 洗面所での歯磨きやうがいは飛沫やエアロゾルによる集団感染リスクが高いため、共用の洗面所での歯磨きやうがいはできるだけ控える。歯磨きやうがいの必要な場合は、周囲の人との距離を十分とり、換気のよい状態で行うこと。

【開催当日の対応】

(1) 実行委員会および参加団体の対応

実行委員会および参加団体は当日の受付時に参加者が適切な距離を保ち、安全に祭り・イベント等を開催・実施するため、以下に配慮して行う。

- ①参加者の氏名、年齢、住所及び連絡先（電話番号）を把握し、名簿を作成する。名簿は3週間より長い期間保管する。参加者に対しては、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
- ②集合場所には、アルコールなどの手指消毒剤を設置する。
- ③集合時に参加者の検温と体調確認を行い、発熱、倦怠感、また軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないよう呼び掛ける。（状況によっては、体温計などで発熱者を特定し入場を制限することも考えられる）
- ④集合場所では、屋外では1m以上の間隔を取ること、また、屋内ではアクリル板、透明ビニールカーテンなどでスタッフと参加者を遮蔽すること。
- ⑤スタッフにマスクを正しく着用させること。
- ⑥集合時の混雑を極力避けること。
- ⑦新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールや各地域の通知サービスの利用を周知すること。
（参考）新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）
COVID-19 Contact-Confirming Application
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

(2) 行列参加者への対応

実行委員会及び参加団体は参加者に対して当日の行動として下記の項目に配慮をする。

① 自宅での検温の実施等

以下に該当する場合は、自主的に参加を見合わせることを要請します。（下記（ア）～（エ）に該当する者を「有症状者等」という。以下同じ。）

- （ア）体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛・倦怠感、味覚・嗅覚異常などの症状がある場合）
- （イ）参加者本人が濃厚接触者と判定された後、外出自粛期間を経過していない場合
- （ウ）同居家族や身近な知人に感染者や濃厚接触者、感染が疑われる方がいる場合
- （エ）過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合

② マスク等の準備と着用

参加者は必ずマスク等を準備し、正しく着用する。マスク等を着用して踊りやおはやし等を行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることや、熱放散が妨げられることで熱中症のリスクが高くなる場合、また、息苦しさを感じた時以外、特に会話する時にはマスク等の着用を求める。

③アルコールなどによる手指消毒を徹底する。

④身体的距離の確保を徹底する。

⑤山車行列中の食事は原則持ち帰りとし、飲食スペース等での飲食時は対面と会話を可能な限り控えること。

⑥あらかじめ新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールや各地域の通知サービスの利用を周知し、利用者の QR コード読取を奨励する。また、接触確認アプリ（COCOA）を機能させるため、「電源及びBluetooth を on にした上で、マナーモードにすること」を推奨する。

（参考）新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）

COVID-19 Contact-Confirming Application

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

⑦感染防止のため主催者が定めたその他の措置の遵守、指示に従うこと。

(3) 町民および観客への対応

実行委員会は町民及び観客に対して当日の行動として下記の項目に配慮した適切な行動を求めます。

①自宅での検温を実施する。

②マスク等の正しい着用、アルコールなどの消毒による手指の消毒を徹底する。

③参加者と観覧席の距離をとる等社会的距離の確保を徹底する。参加者との身体的距離を保ち、観覧席から出て参加者に近寄る、触れる等、感染リスクの高い行動を控える。

④飲食用に感染防止対策を行ったエリア以外での食事を行わない。飲み物を飲む際には、対面とならないよう注意する。観覧席等においての食事を行わないようにする。

⑤マスクを着用している場合であっても、観客同士の会話を控える。

⑥参加者への声援や掛け声等を自粛する。

⑦有症状者等は参加しないよう要請する。

⑧販売整列時に、観客が距離をとって並ぶようにする。

⑨新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールや各地域の通知サービスの利用を周知する。

(参考) 新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)

COVID-19 Contact-Confirming Application

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

(4) 八雲山車行列の関係者に感染が疑われる者が発生した場合

★感染が疑われる者が発生した場合、速やかに隔離等を行う。必要に応じて帰宅させ、自宅待機とします。

★対応するスタッフは、マスク、手袋の着用を徹底します。

★速やかに保健所へ連絡し、指示を受けることとします。

★保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行います。

★発熱等、感染が疑われる症状が出た者は、医療機関または受診・相談センター等に相談の上、受診可能な医療機関で新型コロナウイルス感染症の検査を受けるものとします。

(5) 山車の引き手及び踊りやおはやし等を行う際の留意点

①十分な距離の確保

感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離(※)を空けること。(介助者や誘導者の必要な場合を除く)運動強度が高い演舞等はできるだけ避け、それ以外の演舞等の場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があります。

(※)感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当です。

②その他

(ア)山車行列の最中に、唾や痰をはくことは厳禁、大声を出すことも極力行わない。

(イ)マスクを着用する。マスク等を着用して踊りやおはやし等を行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることや、熱放散が妨げられることで熱中症のリスクが高くなる場合、また、息苦しさを感じた時以外はマスク等の着用を求める。

(ウ)タオルや法被、ハチマキ、タスキ等の共用はしない。

(エ)飲食については、水分補給等以外は、運行中は原則、行わない。

(6)露店出店等の設置について

町外からの出店等は感染予防の観点から自粛する。町内業者のみの出店とする。設置する際には、観客が適切な距離を保てるよう、店舗間の距離を十分に保ち、また、接触が少なくなる等の配慮を行う。また、出店者はマスクを正しく着用し、参加者との間にビニールシート等を設置することを推奨する。可能であれば、キャッシュレス決済の導入も推奨します。ゴミの廃棄については出店者が処理をし、鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、手袋やマスク・ゴーグル等を着用する。また、手袋やマスク・ゴーグル等を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗うか、アルコールで手指消毒する。

(7) その他留意事項

実行委員会は、万が一感染が発生した場合に備え、隔離できる救護スペースを準備する。また個人情報の取扱いに十分注意しながら、当日に参加者より提出を求めた緊急連絡先（携帯電話番号等）を含む情報、また個人情報については3週間保管します。保管期間終了後の個人情報は、適切に廃棄し、廃棄したことを記録する。

また、祭り・イベント等の終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討する。